

沿岸広域振興局長告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成23年4月22日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 397号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町世田米字子飼沢国有林65林班と3小班地先から63林班へ1小班地先まで	新	A 7.1~6.2 m	m 185.4
		B 9.0~7.4	167.8
	旧	A 7.1~6.2	185.4

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
  - (2) 期間 平成23年4月22日から同年5月22日まで